

# 荒廃農地利用加速化事業実施要綱

制定 令和5年5月16日付け農計第283号

## 第1 趣旨

農業者の減少や高齢化等による離農等により農地の荒廃農地化が進んでおり、農地の持つ多面的機能を有効に活用しつつ、食料の安定生産を確保するためには、荒廃農地の再生・解消が喫緊の課題となっている。

このため、荒廃農地を引き受けて作物生産の再開に向けて再生作業等の取組を行う農業者等を支援することにより、農地の利用促進を図っていく。

## 第2 目的

本事業は、農地の確保及びその有効利用を図るために、農業者等が荒廃農地を引き受けて、営農を再開するために行う、再生作業及び土壌改良を支援し、担い手へ農地を集積していくことを目的とする。

## 第3 事業の内容

本事業は、農業生産活動を行うための荒廃農地の再生作業等とする。

## 第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、人・農地プランに位置づけられた中心経営体、地域計画に位置づけられた農業を担う者、認定農業者、特定農業法人、認定新規就農者又は知事が特に認めた農業者とする。

## 第5 事業実施地域

本事業の実施地域は、県内全域とする。

## 第6 実施計画

### 1 実施計画の策定

本事業を実施しようとする者から申請を受けた市町村長は、別に定める「荒廃農地利用加速化事業実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

### 2 実施計画の承認

市町村長は、実施計画を知事に提出して、その承認を受けるものとする。

### 3 実施計画の変更

市町村長は、知事の承認を受けた実施計画について変更を行なう場合は、

2の規定を準用するものとする。

#### 第7 推進指導体制等

- 1 本事業の実施に当たっては、地域の実情に応じた適切な事業の導入に努めるとともに、各種関連施策との連携の下に総合的に実施するものとする。
- 2 県、市町村、農業団体等は密接な連携を図りながら、事業の推進に努めるとともに、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

#### 第8 他の計画・施策との関連等

- 1 県は、実施計画の策定及び当該事業の実施が他の関連諸計画・施策と十分整合性を持つよう指導調整するものとする。
- 2 県及び市町村等は、他の計画及び施策を定めるときは、実施計画が達成できるよう十分配慮するものとする。

#### 第9 補助金の交付

- 1 知事は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、実施計画に基づく本事業の実施に必要な経費について市町村長に対し補助金を交付するものとする。
- 2 市町村長は県から交付を受けた補助金に不用額が生ずることが明らかになった場合は、県と調整し、補助金の一部若しくは全部を減額申請するものとする。
- 3 県は、要望合計額が配分予定額を上回る場合には、別に定めるところにより調整し、市町村長に補助金を交付するものとする。

#### 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

別表（第3関係）

事業の内容	補助対象経費	実施期間	補助率
荒廃農地を活用して農業生産活動を行うための再生作業に必要な次の工事  1 樹木の伐採・抜根などの障害物除去、深耕、整地  2 上記工事と併せて行う土壌改良	荒廃農地を活用して農業生産活動を行うための再生作業に要する経費 ア 資材費 イ 機械経費(リース代等) ウ 工事雑費(保険料) エ 委託料 オ 労務費 カ その他知事が認める諸経費	当該年度の3月31日までの工事	県1/2以内、市町村1/4以上（ただし、補助対象事業費20万円/10a）